

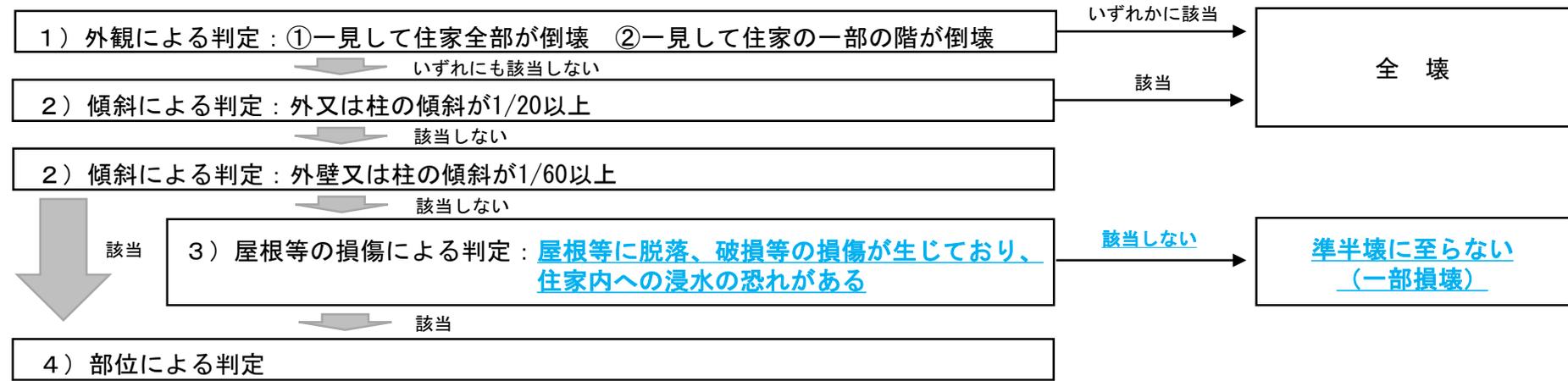
災害に係る住家の被害認定及び 罹災証明書の交付について

令和2年6月

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 (令和2年3月)の改定について

(3) 風害における調査フローの見直し

風害による被害認定調査について、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがない場合には、「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。



(4) 木造と非木造が混在する住家における判定方法の明確化

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

(5) 浸水被害における内壁の判定方法の具体的な目安の提示

以下のような被害が見られる場合には、再使用が不可能な程度(損傷程度V)とし、内壁面全面を損傷面積とする判定方法の具体的な目安を提示。

- ・ 内壁面へ汚泥の付着など相当な汚損が見られ、内壁内部まで吸水している場合
- ・ 内壁面に、浸水痕とは別に、吸水等によるシミ・汚損・カビ等が見られる場合